

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

主な根拠法令等

- ・ 居宅基準 : 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ・ 解釈通知 : 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）
- ・ 市条例 : 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第10号）
- ・ 市要項 : 奈良市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要項

- I 基本方針
- II 人員基準
- III 設備基準
- IV 運営基準

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
I-1(*) 基本方針	指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものであるか。	○「歯科衛生士」＝ 歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第84条	
I-2 暴力団の排除	指定居宅療養管理指導の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市条例第4条	
II-1* 従業者の員数	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次の基準を満たしているか。 ・ 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所は、次のとおり 1 医師又は歯科医師 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士は、その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数 ・ 薬局である指定居宅療養管理指導事業所は、薬剤師 ●【解釈通知第2-2(1)、(3)】常勤換算方法の算定又は常勤の職員の配置にあたっては、当該事業所において定める（就業規則、雇用契約等）時間を基本とし、32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合は、30時間として取扱い可能。また、常勤要件が設けられている職種において、当該従業者が育児・介護休業等を取得中の期間は、資格要件を満たした非常勤職員の常勤換算とすることが可能。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第85条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・ 従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ・ 資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）
III-1 設備及び備品等	指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	事業所として届出している場所以外に、事務作業ができるスペースを設けていないか。 指定の際に届け出た図面から、設備及び区画等を変更する場合は、市に変更届を提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第86条第1項	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-1* 内容及び手続の 説明及び同意	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>●【市要項第3章第4-i準用】重要事項説明書には、次の項目を定めておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・従業者の勤務体制 ・通常の事業の実施地域 ・利用料その他の費用の額 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、奈良県国民健康保険団体連合会の連絡先） ・守秘義務 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） <p>●【居宅基準第8条第2項準用】重要事項説明書の交付及び説明を、利用申込者又はその家族の申出など一定の要件の下で電磁的方法によることも可能。</p>	<p>開所時間や通常の事業の実施地域等、運営規程と記載内容が相違していないか。</p> <p>記載内容とサービスの実態が乖離していないか。</p> <p>利用者の同意欄、事業者側の説明者記入欄、説明及び同意年月日欄などの記載が漏れていないか。</p> <p>サービスの提供開始後に重要事項説明書の同意を得ていないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第8条準用	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの） ・利用契約書
IV-2 提供拒否の禁止	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んでいないか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(3)準用】利用申込に対してサービス提供を拒否できる正当な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ・通常の事業の実施地域外の利用者からの利用申込の場合 ・その他利用申込者に対して適切なサービスが行えない場合 	<p>通常の事業の実施地域を広く設定しすぎている場合など、実施地域内にもかかわらず利用申込を断っているケースに注意。 （例）通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っている等。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第9条準用	
IV-3 サービス提供困難時の対応	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第10条準用	
IV-4* 受給資格の確認	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>指定居宅療養管理指導事業者は、利用者の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めているか。</p>	<p>事業所で保管している被保険者証の写しが古いものになっていないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第11条第1項準用	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
IV-5 要介護認定の申請に係る援助	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第12条第1項準用	
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第12条第2項準用	
IV-6* 心身の状況等の把握	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>サービス担当者会議の記録や、フェイスシート等が保管されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第13条準用	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の記録

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-7* 居宅介護支援事業者等との連携	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第64条第1項準用	・サービス担当者会議の記録
	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第64条第2項準用	
IV-8* 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しているか。	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を取り寄せているか、居宅サービス計画の期限が切れていないかなど、居宅サービス計画との整合性を確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第16条準用	・居宅サービス計画
IV-9 身分証の携行	指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ●【解釈通知第3-1-3(9)準用】身分を証する書類の記載事項 ・当該事業所の名称及び当該従業者の氏名は必ず記載。 ・当該従業者の写真の貼付や職能の記載があることが望ましい。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第18条準用	
IV-10* サービス提供の記録	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について介護保険法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ●【解釈通知第3-1-3(10)1準用】指定居宅療養管理指導を提供した際に、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない内容 ・指定居宅療養管理指導の提供日 ・内容 ・保険給付の額 ・その他必要事項	サービス利用票（提供票）等は保管されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第19条第1項準用	・居宅サービス計画 ・サービス提供記録
	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ●【市要項第3章第1-3準用】指定居宅療養管理指導を提供した際にサービス提供記録に記載しなければならない内容 ・指定居宅療養管理指導の提供日 ・提供した具体的なサービスの内容 ・利用者の氏名及び心身の状況 ・その他必要事項	サービス提供記録は保管されているか。 サービス提供の内容等について、文書又は電磁的方法のいずれによる記録の場合でも、利用者からの申出に基づき情報を提供できるようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第19条第2項準用	
IV-11* 利用料等の受領	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付しているか。	領収証の控えなどは事務所で保管しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険法第41条第8項	・請求書 ・領収書
	指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第87条第1項	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(11)2準用】そもそも介護保険給付の対象となる指定居宅療養管理指導のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者当該事業が指定居宅療養管理指導の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定居宅療養管理指導事業所の運営規程とは別に定められていること。 ・会計が指定居宅療養管理指導の事業の会計と区分されていること。 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第87条第2項	
	指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対してサービスを提供する際の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	重要事項説明書等に当該サービスについての記載がされているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第87条第4項	
IV-12 保険給付請求のための証明書の交付	指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第21条準用	
IV-13 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第88条第1項	
	指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第88条第2項	
IV-14* 指定居宅療養管理指導の具体的な取扱い方針	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第1号	
	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第2号	
	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導における利用者又はその家族に対する療養上必要な事項についての指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第3号	
	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第4号	・身体的拘束等の記録 (身体的拘束等がある場合)
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第5号	
	●【解釈通知第3-5-3(2)3】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時的の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要であると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第6号	
	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導における居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第7号	
	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導において、サービス担当者会議への参加が困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第8号	
	医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第1項第9号	
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第1号	
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第2号	
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第3号	・身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第4号	
	●【解釈通知第3-5-3(2)3】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第5号	
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要であると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第6号	
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第7号	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第8号	
	薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第2項第9号	
	歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第3項第1号	
	歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第3項第2号	
	歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第3項第3号	・身体的拘束等の記録 （身体的拘束等がある場合）
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第3項第4号	
	●【 <u>解釈通知第3-5-3(2)3</u> 】緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。＜令和6年度改正事項＞		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第3項第5号	
	歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第89条第3項第6号	
IV-15 利用者に関する 市町村への通知	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ・ 正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第26条準用	
IV-16 管理者の責務	指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第52条第1項準用	
	指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者に当該事業の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第52条第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-17* 運営規程	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項<令和3年度改正事項> ・ その他運営に関する重要事項 <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(19)1準用</u>】従業者の員数については、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載して差し支えない。（重要事項説明書に記載する場合も同様）</p> <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(19)4準用</u>】通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定できるものにする。なお、当該区域は利用申込の調整等の観点からの目安であり、当該区域を越えてサービスを実施することを妨げるものではない。</p> <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(19)5準用</u>】虐待の防止のための措置については、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。<令和3年度改正事項></p>	<p>利用者負担割合に3割負担についての記載が漏れていないか。</p> <p>通常の事業の実施地域として「奈良市」と記載しているが、東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狹川、月ヶ瀬、都祁）の申込を断っていることはないか。</p> <p>※令和3年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第90条	・ 運営規程
IV-18* 勤務体制の確保	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(21)1準用</u>】指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業者について次に掲げる事項を明確にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の勤務時間 ・ 職務の内容 ・ 常勤、非常勤の別 ・ 管理者との兼務関係 <p>●【<u>市要項第3章第1-6(1)準用</u>】勤務表を作成する上で、従業者が他の職種と兼務の場合は、職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。</p>	記載項目が漏れていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条第1項準用	・ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ・ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条第2項準用	
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>●【<u>市条例第9条</u>】歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めること。</p>	<p>研修の受講記録は残しているか。 受講していない他の従業者にも、研修内容を回覧等で周知することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条第3項準用	・ 研修の計画及び実績がわかるもの

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(21)4イ準用</u>】事業主が講ずべき措置の具体的な内容としては、以下のとおり。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。） ・相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条第4項準用	・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
IV-19* 業務継続計画の策定等	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。<令和3年度改正事項></p> <p>●【<u>解釈通知第3-2-3(7)2準用</u>】業務継続計画には、以下の内容を記載すること。<令和3年度改正事項> ・感染症に係る業務継続計画 1平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） 2初動対応 3感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ・災害に係る業務継続計画 1平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） 2緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） 3他施設及び地域との連携</p>	※令和3年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条の2第1項準用	・業務継続計画 ・研修の計画及び実績がわかるもの ・訓練の計画及び実績がわかるもの
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。<令和3年度改正事項></p> <p>●【<u>解釈通知第3-2-3(7)3準用</u>】業務継続計画に係る従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。<令和3年度改正事項></p> <p>●【<u>解釈通知第3-2-3(7)4準用</u>】業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を年1回以上定期的の実施するものとする。<令和3年度改正事項></p>	※令和3年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条の2第2項準用	
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。<令和3年度改正事項></p>	※令和3年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第30条の2第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-20* 衛生管理等	指定居宅療養管理指導事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第31条第1項準用	
	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第31条第2項準用	
	<p>●【解釈通知第3-1-3(23)1準用】特に、居宅療養管理指導従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。</p> <p>指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該指定居宅療養管理指導事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図ること。 ・当該指定居宅療養管理指導事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ・当該指定居宅療養管理指導事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 <p>●【解釈通知第3-5-3(5)2イ】感染対策委員会の構成メンバーは、感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい。特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。また、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>●【解釈通知第3-5-3(5)2ロ】感染症の予防及びまん延防止のための指針には、次のことを規定すること。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を参照されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携等） <p>●【解釈通知第3-5-3(5)2ハ】感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも研修を行うことが望ましい。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。</p> <p>●【解釈通知第3-5-3(5)2ニ】感染症の予防及びまん延防止のための訓練については、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとし、年に1回以上定期的実施するものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第31条第3項準用	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況、結果がわかるもの ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況、結果がわかるもの
IV-21(*) 掲示	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	掲示している場所は、利用申込者が容易に確認できる場所であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第32条第1項準用	
	<p>●【居宅基準第32条第2項準用】指定居宅療養管理指導事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅療養管理指導事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p> <p>指定居宅療養管理指導事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。＜令和6年度改正事項＞</p> <p>●【解釈通知第3-1-3(24)準用、第3-5-3(8)】ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。ただし、当該事業者が自ら管理するホームページを有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができる。＜令和6年度改正事項＞</p>	※令和6年度改正事項については、令和7年度から適用。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第32条第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-22* 秘密保持	指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第33条第1項準用	・個人情報の利用に関する同意書 ・従業員の秘密保持誓約書
	指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	退職後も守秘義務が存続する旨、就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書等への記載や誓約書を徴するなどの措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第33条第2項準用	
	指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	利用者又は家族のどちらかにしか同意を得ていないケースや、家族ではなく利用者の代理人として同意を得ているケースは無いのか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第33条第3項準用	
IV-23 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第35条準用	
IV-24* 苦情処理	指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情解決の体制を整備するにあたっては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（厚生労働省通知）」を参考とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条第1項準用	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録
	指定居宅療養管理指導事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	苦情がない場合であっても、受付用紙は作成しておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条第2項準用	
	指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条第3項準用	
	指定居宅療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、市町村から受けた指導又は助言の改善の内容を市町村に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条第4項準用	
	指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条第5項準用	
	指定居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、国民健康保険団体連合会から受けた指導又は助言の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条第6項準用	
IV-25 地域との連携	指定居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条の2第1項準用	
	<p>●【市条例第13条】事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の所在する建物と同一の建物（高齢者向け集合住宅等）に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導の提供を行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第36条の2第2項準用	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-26 * 事故発生時の対応	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>奈良市への報告等は、奈良市の「介護保険事業者事故報告取扱要領」に沿って行わなければならないが、報告が漏れていないか。</p> <p>事故報告は介護福祉課に提出すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第37条第1項準用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ・事故に際して採った処置の記録 ・損害賠償の実施状況がわかるもの
	<p>●【解釈通知第3-1-3(30)準用】事故に対する対応としては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅療養管理指導事業者が定めておくことが望ましい。 ・指定居宅療養管理指導事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 ・指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 	<p>介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について記録しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>事故がない場合であっても、記録用紙は作成しておくことが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第37条第2項準用	
	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	居宅基準第37条第3項準用	

介護保険サービス等自主点検表（居宅療養管理指導）

（令和7年5月21日更新）

※当該自主点検表の内容は、あくまで作成時点のものとなるため、最新の制度改正等について、一部未対応の項目がある場合があります。

項目	チェックポイント	留意事項	適	不適	主な根拠法令等	主に確認する文書
IV-27* 虐待の防止	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。＜令和3年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図ること。 当該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 当該指定居宅療養管理指導事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(3)1準用</u>】虐待防止検討委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成するとともに、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。＜令和3年度改正事項＞</p> <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(3)2準用</u>】虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。＜令和3年度改正事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 成年後見制度の利用支援に関する事項 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 利用者等に対する当該指針の周知に関する事項 その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(3)3準用</u>】虐待の防止のための従業者に対する研修については、定期的な研修は年に1回以上実施し、新規採用時にも必ず研修を実施することが重要である。また、研修の内容についても記録しておくことが必要である。＜令和3年度改正事項＞</p> <p>●【<u>解釈通知第3-1-3(3)4準用</u>】虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者については、同一事業所内又は他の事業所等で複数担当を兼務することも差し支えないが、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。＜令和6年度改正事項＞</p>	<p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報しているか。</p> <p>※令和3年度改正事項、令和6年度改正事項については、令和9年3月31日までは努力義務。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第37条の2準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの 担当者を置いていることがわかるもの
IV-28(*) 会計の区分	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第38条準用</p>	
IV-29(*) 記録の整備	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供した指定居宅療養管理指導の具体的なサービスの内容等の記録 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録＜令和6年度改正事項＞ 居宅基準第26条（準用）に規定する利用者に関する市町村への通知に係る記録 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 指定居宅療養管理指導の提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>運営規程や重要事項説明書等で、保存年限の記載が市条例に定める保存年限（5年間）より短くなっていないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>居宅基準第90条の2第1項</p> <p>居宅基準第90条の2第2項市条例第14条</p>	